

令和8年度 海外友好都市交流事業企画運営業務委託

仕様書

- 1 委託業務名 令和8年度 海外友好都市交流事業企画運営業務委託
- 2 業務の目的 本市における多文化共生の推進、市民のグローバル意識の醸成及び海外都市との交流促進を図ることを目的とする。
- 3 業務の範囲 本業務は契約書に基づくほか、本仕様書により行うものとする。
- 4 委託期間 契約日の翌日から令和9年3月31日まで
- 5 業務場所 豊後大野市内及び海外友好都市内
- 6 業務内容 (1) 韓国機張郡交流事業企画運営業務（ホームステイ交流事業）
豊後大野市と韓国機張郡の友好交流意向書に基づく民間交流を推進するため、以下のとおりホームステイ交流事業を実施する。

ア. ホームステイ交流事業における日韓国際交流協会との連絡調整に係る業務

イ. ホームステイ交流事業における韓日民間交流協議会との連絡調整に係る業務

ウ. ホームステイ交流事業における企画、準備、運営、報告

●企画

- ・日韓国際交流協会や韓日民間交流協議会との協議による交流日程の企画

●準備

- ・ホームステイ交流事業の広報・周知、参加者の募集
- ・ホームステイ交流事業の参加者あて説明会の実施
- ・ホームステイ交流事業における各家庭への通訳の手配
- ・機張郡訪問団の宿泊先の手配
- ・機張郡訪問団の移動手段の手配
- ・機張郡訪問団の歓迎晩餐会の手配
- ・機張郡訪問団との歓迎晩餐会における通訳の手配
- ・機張郡訪問団に対する記念品や土産品の調達
- ・交流日程における視察先や食事会場等の手配

●運営

- ・機張郡訪問団出迎え

- ・機張郡訪問団表敬訪問
- ・機張郡訪問団とホームステイ家庭との対面式
- ・機張郡訪問団視察研修
- ・機張郡訪問団歓迎晩餐会
- ・機張郡訪問団見送り

●報告

- ・報告書の作成

エ. ホームステイ交流事業における機張郡訪問団の受入人数
 ・30名程度とする。

オ. その他

- ・機張郡訪問団歓迎晩餐会については参加者から負担金を徴収することとする。ただし、機張郡訪問団からは負担金を徴収しない。

(2) 中学生国際交流事業

豊後大野市と韓国機張郡の友好交流意向書に基づく中学生交流を推進するため、以下のとおり中学生国際交流事業を実施する。

ア. 中学生国際交流事業における韓国長安中学校との連絡調整に係る業務

イ. 中学生国際交流事業における準備から相互ホームステイに至るまでの以下の通訳・翻訳業務

●中学生国際交流事業の参加者向け説明会

●韓国長安中学校訪問団来日時における以下の業務

- ・出迎え
- ・豊後大野市中学生国際交流事業団との歓迎式
- ・韓国長安中学校引率者及び長安中学校訪問団の視察研修
- ・韓国長安中学校引率者歓送迎会
- ・豊後大野市中学生国際交流事業団とのお別れ式
- ・見送り

●豊後大野市中学生国際交流事業団訪韓時における以下の業務

- ・韓国長安中学校訪問団との歓迎式
- ・豊後大野市中学生国際交流事業団引率者及び事業団視察研修
- ・豊後大野市中学生国際交流事業団引率者歓送迎会
- ・韓国長安中学校訪問団とのお別れ式

ウ. 令和9年度に向けた韓国長安中学校との協議による交流日程の企画

エ. 令和9年度に向けた交流事業の広報・周知、参加者の募集

オ. 報告書の作成

カ. 中学生国際交流事業における訪問団の受入人数
・25名（中学生20名、引率者5名）程度とする

キ. その他

・中学生国際交流事業における訪韓時同行者1名分の旅費は市教育委員会が負担する。

(3) 地域人材育成・地域還元に向けたプログラムの提案等

本業務を「個人の体験」に留めず、市の将来を担う人材育成と地域社会全体への成果の還元を図るため、以下の視点を取り入れたプログラムの提案等を行うこと。

ア. 過去の交流経緯、実績及びその成果の整理

・本市と相手先とのこれまでの交流の歴史、人的交流等の実績などを網羅的に収集・整理し、その成果を報告すること

イ. 地域人材の育成を促すプログラムの構築

・参加者が異文化理解のみならず、自律的な思考力や発信力を養い、将来的に地域社会における多文化共生のリーダーとして貢献し得る素養を育む手法を提案すること

ウ. 事業成果の地域共有と循環

・参加者の体験や得られた知見を広く市民に共有し、地域全体の国際化や活性化に向けた機運を醸成するための効果的な手法を提案すること

エ. 持続可能な交流モデルの検討

・本業務の実施を通じ、参加者同士や地域コミュニティとの継続的なつながりを創出するなど、中長期的な視点に立った交流の仕組みづくりを提案すること

(4) その他、国際交流にかかる通年業務

ア. 韓国機張郡との交流に係る業務

●機張郡との連絡調整に係る業務

・機張郡守や機張郡議会等、郡関係者が来日された際の各種表敬訪問時における通訳業務

・年始のあいさつ

・両首長就任時等のメッセージ

- ・記念行事やイベントへの招待状の相互送付
- ・その他、機張郡側から連絡があったときには随時対応できる体制を整備しておくこと。

●豊後大野市日韓国際交流協会との連絡調整に係る業務

- ・日韓国際交流協会の主催する各種会議（総会、理事会、事務局会議等）への参加
- ・日韓国際交流協会と韓日民間交流協議会との連絡調整
- ・その他、日韓国際交流協会から連絡があったときには随時対応できる体制を整備しておくこと。

●機張郡韓日民間交流協議会との連絡調整に係る業務

- ・韓日民間交流協議会の会員が訪日された際の各種表敬訪問時における通訳業務
- ・韓日民間交流協議会と日韓国際交流協会との連絡調整
- ・その他、韓日民間交流協議会から連絡があったときには随時対応できる体制を整備しておくこと。

イ. 韓国益山市との交流に係る業務

●益山市との連絡調整に係る業務

- ・益山市長や益山市議会等、市関係者が来日された際の各種表敬訪問時における通訳業務
- ・年始のあいさつ
- ・両首長就任時等のメッセージ
- ・記念行事やイベントへの招待状の相互送付
- ・その他、益山市側から連絡があったときには随時対応できる体制を整備しておくこと。

ウ. 豊後大野市国際交流協会との連絡調整に係る業務

7 留意事項

(1) 第三者への委託の禁止

受託者は、本業務を自ら行うことを原則とし、一括して第三者に委託することはできない。ただし、業務の一部について、あらかじめ市長が認めた場合はこの限りでない。

(2) 協議

受託者は、業務の遂行にあたっては、常に委託者と連絡を密にとることとし、この仕様書に規定するほか、受託者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定するものとする。